

日本労働組合総連合会徳島県連合会・徳島県社会福祉協議会
被災者支援活動等の相互協力に関する覚書

日本労働組合総連合会徳島県連合会（以下「甲」という。）と社会福祉法人徳島県社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、徳島県内に発生した地震その他による災害時（以下「災害等」という。）における、相互に行う災害ボランティア等の支援活動を円滑に遂行するため次のとおり覚書を締結する。

（定義）

第1条 この覚書において、「災害」とは、災害対策基本法（平成26年11月21日改正）第2条第1項に定められている地震・津波・風水害等で、住民生活に支障が生じた災害であり、被災地の市町村社会福祉協議会（以下、「被災地社協」という。）や乙だけでは、要援護者支援が困難と認められる規模の災害を対象とする。

2 この覚書において、「災害ボランティア活動」とは、乙の設置する徳島県福祉救援合同本部・徳島県災害ボランティアセンター、及び被災地社協の設置する市町村災害ボランティアセンターを介した被災者支援活動をいう。

（協力要請・内容等）

第2条 甲及び乙は、徳島県災害ボランティア連絡会を介して、次のような情報連携を行うこととする。

- (1) 被災地の情報提供
- (2) 災害ボランティアの募集、調整
- (3) 災害ボランティア活動を実施する場所、必要な資材等の情報提供
- (4) 安全情報、支援情報等、災害ボランティア活動に必要な情報提供
- (5) 災害ボランティア活動の広報
- (6) 被災者支援のために必要なその他の活動で、甲乙が協議の上、定めたもの。

2 乙は、被災地社協から災害ボランティア活動等に関して必要がある場合は、徳島県災害ボランティア連絡会に協力要請を行うこととする。甲は、速やかに調整を行い、乙に対して対応可能な協力内容等について報告するものとする。

（平時の連携）

第3条 甲及び乙は、平時から、徳島県災害ボランティア連絡会を軸とした、災害時の被災者支援活動のための相互連携の強化に努めるものとする。

（協議）

第4条 この覚書に定めのない事項については、甲乙協議の上決定する。

上記覚書の締結の証として本書2通を作成し、双方記名押印の上各1通を保有する。

平成27年5月27日

(甲) 日本労働組合総連合会徳島県連合会
会長 河村 和男

(乙) 社会福祉法人 徳島県社会福祉協議会
会長 岸 一郎

